

(別添1)

対象経費について

①食糧費

食料や食材料費の購入に係る費用

(対象経費の例)

- ・子ども食堂等を実施するにあたって提供する食事の提供に係る経費

(認められない経費の例)

- ・団体の会議等で提供した食事等に係る費用

②諸謝金

事業の実施に協力した者等に支払う経費

(対象経費の例)

- ・子ども食堂を手伝う大学生への謝金

(認められない経費の例)

- ・行政委託事業の業務に従事する職員の人件費
- ・団体の管理業務等にあたる職員の人件費
- ・以前から無償ボランティア等として参加していた者に対する賃金

③旅費

事業の実施に必要な交通費や宿泊費等

(対象経費の例)

- ・ボランティアの交通費

(認められない経費の例)

- ・団体構成員(職員)の視察等の旅費

④消耗品費

事業の実施に必要な各種事務用紙、文房具、その他の消耗品の代価及び備品に付随する部品等の代価

(対象経費の例)

- ・コピー用紙・筆記用具、材料費等
- ・使い捨て食器等
- ・子ども食堂等で使用するマスク、消毒液など
- ・学習ドリル

(認められない経費の例)

- ・団体の既存事業の実施に係る消耗品費
- ・子ども食堂等以外の事業で使う消耗品

⑤備品購入費

事業の実施に必要な器具機械類等の購入費。応募した事業に用いるもので、助成申込書提出時に別途理由書（任意様式）を記載し認められた場合に限る。また、補助金等の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸し付け、担保に供してはならない。

また、助成申請額の半額かつ5万円以下でなければならない。

（対象経費の例）

- ・子ども食堂等の実施場所における感染症対策のための備品等

（認められない経費の例）

- ・通常の業務用パソコン等、電気通信機器で汎用性の高いもの

※ なお、団体の経常的な管理運営経費については対象としない。

※ 事業実施期間中に必要となる経費に限る。